農地を農用地区域から除外することについて（６要件確認表）

１　農用地の除外の留意点

(１)　農用地区域内の農用地は、農業の根幹となるべき土地として確保している。

(２)　農業の生産性の向上を目的として行われる土地基盤整備事業を実施した農地について

は、集団的優良農地をして確保する。

(３)　土地改良事業等農業関係施策の計画に当たっては、市町村発展計画、都市計画等による

開発計画など将来の非農業的土地需要の動向も十分考慮する必要がある。

(４)　農業以外の土地利用を伴う農地利用計画の変更（除外）に当たっては、農用地区域の設

定趣旨に沿って、極力農用地区域外に設定が望ましい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 確認項目 | 確認欄 |
| **1** | 農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、代替すべき土地がないこと。 | |  |
|  |  | 具体的な転用計画はあるか（時期、計画概要、資金計画） |  |
|  |  | 不要不急の用途に供するものではないか  （特に目的もなく、特に急ぐものではないものかどうか） |  |
|  |  | 除外面積は過大なものではないか（配置図により、規模が適正かを確認） |  |
|  |  | 農用地区域外の土地に可能な土地はないか（白地の検討は、必要） |  |
|  |  | その場所でなければならないか （土地価格が安価、所有者の了承は理由にならない。） |  |
| **2** | 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 | |  |
| **3** | 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化や土地の農業上の効率化や土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと | |  |
|  |  | 農作業の効率化 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより高性能機械による営農や効果的な病害虫防除に支障は生じないか。 |  |
|  |  | 農用地の集団化 小規模の開発行為行為がまとまりなくおこなわれることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障は生じないか |  |
|  |  | 効率的・総合的な利用への支障 紫波町における農業振興に必要な土地利用の計画が崩れるおそれがある等 |  |
| **4** | 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の  集積に支障を及ぼすおそれがないこと | |  |
|  |  | 担い手に対する農用地集積に支障が生じないか  （認定農業者、特定農業法人、特定農業団体など） |  |
|  |  | 担い手による規模拡大した効率的農業経営を主体とする農業構造の確立に支障が生じるおそれはないか （経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業改善計画を達成できなくなる。一段の農用地の集団化が損なわれるなど） |  |
|  |  | 中山間事業を行っていないか |  |
|  |  | 多面的事業を行っていないか |  |
| **5** | 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと | |  |
|  |  | 農用地以外の用途に供することで、ため池、排水路、土留工などに影響はないか  （損壊による土砂流出、地盤沈下、洪水等災害発生のおそれ） |  |
|  |  | 当該施設の機能の低下が発生するおそれはないか （農業用排水施設等の施設に土砂等や汚濁水の流入による営農に支障がないか） |  |
| **6** | 土地改良事業等の施行区域内にある土地については、事業が完了（公告）した年度の翌年度から８年を経過していること（これらの農地は事業がなされていない農地と比べて明らかに営農条件が優れている。） | |  |